

川口市自治基本条例の手引き

まちかせようまちづくりの花



川口市自治基本条例策定委員会
川 口 市

平成 21 年 4 月

表紙 イラスト：吉田 順子 自治基本条例策定委員会委員
題 字：神尾 裕子 自治基本条例策定委員会委員

川口市自治基本条例制定の背景

平成 12 年（2000 年）の地方分権一括法施行以来、全国的に地方分権が進む中、自己決定、自己責任の考え方に基づき、それぞれの自治体は、それぞれの思い描くまちづくりができるようになります。本市では、かねてから町会・自治会などの地縁団体によるコミュニティ活動が活発であったことに加え、近年では、テーマ型コミュニティも活発になるなど「自分たちのまちは自分たちでつくる」という機運があり、その仕組みを整える必要が高まっていました。

そのような中、平成 17 年（2005 年）5 月の市長選挙において現 岡村 幸四郎 市長が、マニフェストの一つの項目として「自治基本条例の制定」を掲げたことにより、市長就任後から、市では、制定に向けた準備、研究を進めていました。

こうした経過を経て、本市は、平成 18 年度（2006 年度）に策定主体となる委員会を設置することとし、平成 19 年度（2007 年度）からその策定委員会で検討作業にとりかかりました。

川口市自治基本条例の完成までの歩み

〔「川口市自治基本条例策定委員会」の設置〕

川口市のいわゆる「憲法」をつくるために、平成 19 年（2007 年）7 月 17 日、公募委員 25 人、市議会議員 10 人、市内各種団体からの選出委員 10 人、大学教授などの学識経験者 5 人の総勢 50 人からなる川口市自治基本条例策定委員会が誕生しました。この策定委員会は、審議会として位置付けるべく、市は、平成 19 年（2007 年）3 月市議会定例会へ策定委員会設置条例案を提出し、設置の議決を経て、平成 19 年（2007 年）4 月から市民への公募委員の募集を呼びかけるとともに設置に向けた諸準備を進めてまいりました。そして、本市の審議会としては、かつてない 50 人という多くの市民の参加を得た策定委員会が産声をあげました。

〔検討に着手〕

通常は、市長が、たたき台となる案を諮問したうえで、そのことについて審議会で検討をすることが一般的です。しかし、今回の自治基本条例の策定にあたっては、ゼロベースからのスタートとし、まさに白紙の状態により諮問を行いました。このことは、市民の手に条例策定のすべてを委ねたことを意味しています。一連のセレモニーが第 1 回策定委員会において肅々と進められたものの、正副委員長の選任から紛糾する波乱の幕開けとなりました。そうしたなか、立石 泰広 氏が委員長に、5 人の学識経験者が副委員長に選任され、委員会は動き出しました。

策定委員は、まず、自治基本条例についての勉強を目的に、2 回にわたる研修会を開催しました。第 1 回策定委員会では、自治基本条例の研究者として高名な（財）地方自治総合研究所の辻山 幸宣 所長を講師としてお招きし、ご講演いただき、第 2 回策定委員会では、副委員長でもある東京大学大学院法学政治学研究科 金井 利之 教授からの講演を受講しました。条例策定に高い志を持ち、意欲に燃える委員は、積極的に講師に質問をするなど、熱心に研修会に参加しました。

〔検討部会の設置～本格的な活動の開始〕

本策定委員会は 50 人という大所帯であり、一堂が会して会議を開催することは、非常に困難となることは容易に想像できましたので、10 人ずつ 5 つの検討部会に分かれて、各副委員長がそれぞれの部会長となり、各部会長のコンセプトに基づき、以下のとおり、それぞれに条例の作成作業に取り組むこととしました。

部会	部会長	テーマ
1	東京大学 金井 利之 教授	本市の歴史的経緯から考える自治基本条例
2	聖学院大学 平 修久 教授	市民との協働の観点から考える自治基本条例
3	高崎経済大学 佐藤 徹 准教授	行政経営の観点から考える自治基本条例
4	埼玉大学 三宅 雄彦 准教授	市民と条例の関わりから考える自治基本条例
5	滋賀大学 石井 良一 客員教授	本市の統治(ガバナンス)から考える自治基本条例

この 5 つの検討部会は、平成 19 年(2007 年)7 月 31 日の第 2 回策定委員会で設置され、策定委員会の本格的な活動は、この検討部会を中心にここから本格的にスタートしました。それぞれの検討部会は、部会長を中心に和気あいあいに、あるいは激論を交わしたり、とそれぞれの個性を活かしながら 1 ヶ月にほぼ 2 回開催するペースで精力的に作業を進めてきました。

〔運営調整部会の設置〕

平成 19 年(2007 年)11 月 7 日の第 3 回策定委員会では、各検討部会から 2 人ずつ選出された委員 10 人と策定委員会正副委員長 6 人の計 16 人からなる運営調整部会を設置し、部会長には立石策定委員長が選任され、策定委員会の運営に関わる事項の検討、各部会単独では処理できない事案に対応することとなりました。

〔中間報告～編集委員会、広報・PI チームの設置～積極的な活動〕

その後も各検討部会は検討を重ね、平成 20 年(2008 年)4 月 10 日の第 4 回策定委員会では、それまでの各部会の検討経過を発表し、各部会の条例に向けた思いを確認しました。この席上では、それぞれの検討部会での検討結果をとりまとめて、1 つの条例案にすべく、そのもととなる案を作るための組織として各部会から 2 人ずつ選出され総勢 10 人からなる編集委員会と条例の広報とパブリック・インボルブメントを検討するための組織として各部会から 1 人ずつ選出された総勢 5 人からなる広報・PI チームが設置されました。編集委員会は第 3 検討部会の鈴木委員が委員長に、広報・PI チームは第 5 検討部会の伊田委員がリーダーに選任され、検討部会での検討と並行して、この 2 つの組織がここから始動して、条例のかたちがだんだんと見えるようになってくるとともに、条例の作成を積極的に市民に周知する方策を検討していました。

編集委員会は、祝日や日曜日にも開催するなど積極的に素案の作成に取り組みました。一方、広報・PI チームも毎週会議を開催するなど積極的に活動し、市民フォーラムや市民との対話集会の企画を検討し、さらに広報の一環として平成 20 年 8 月の「広報かわぐち」から毎号、紙面の一角にコーナーを設けることとなりました。

〔市民フォーラムと対話集会の開催〕

そして、諸々の議論を経て、平成 20 年(2008 年)9 月 14 日に川口駅前の市民ホール「フレンディア」において、約 300 人の参加のもと市民フォーラムを開催することとなりました。フォーラムでは、第 4 検討部会の三宅 雄彦部会長の基調講演、第 2 検討部会の

平 修久部会長をコーディネーターとし、鈴木委員長をはじめとして編集委員会委員を中心としたパネルディスカッションを行い、その段階で到達した条例の素案を公表するとともに、周知を図りました。

また、あわせて、平成 20 年（2008 年）10 月 9 日から 17 日にかけて市内 5 箇所において各検討部会が実施主体となり、市民との対話集会を開催し、地域に出向いて市民の生の声を聴いてまいりました。

〔素案の確定、起草委員会の設置〕

編集委員会においては、約 6 ヶ月間をかけて、条例の素案をまとめ、その素案を平成 20 年（2008 年）10 月 16 日の第 5 回策定委員会に提出し、条例の素案が承認され、さらに同じ席上でその素案から条例の素案を作成するための組織として三宅 雄彦副委員長を委員長とし、総勢 3 人からなる起草委員会を設置することが決定し、編集委員会からバトンタッチされました。また、通常は条例の素案が完成した段階でパブリック・コメントを実施することとなっておりましたが、早い段階で市民の皆さん 의견を聴取するべきであるとの委員会の判断から、素案が確定したことを受けたて速 10 月 20 日から 11 月 18 日までの 30 日間の第 1 回目のパブリック・コメントを行いました。

〔条例素案の完成〕

起草委員会では、直ちに編集委員会が作成した素案を引き継ぎ、それを整理、再構築する作業に平成 20 年（2008 年）末にかけて精力的にあたり、条例素案の案を作成し、平成 20 年（2008 年）12 月 10 日には、本市では初となる 2 回目のパブリック・コメントを 10 日間実施しました。

そして、平成 21 年（2009 年）1 月 20 日の第 6 回策定委員会においては、2 回に及ぶパブリック・コメント、各部会での検討を踏まえ、起草委員会から運営調整部会を経たうえで、「川口市自治基本条例素案」が了承され、名称も全委員による投票により、正式に「川口市自治基本条例」と決定しました。その上で、1 月 28 日には、立石委員長をはじめ、金井、平、佐藤、三宅、石井の各副委員長が全員揃ったなかで市長へ条例素案の第 1 次答申を行いました。ここで正副委員長からは、市長へ条例策定における委員の思いなどを伝え、市長からは、しっかりと受け止め、本市の最高規範として制定を目指す決意が語られました。

〔最終答申～議会審議～条例施行〕

第 1 次答申後、策定委員会に残された案件であった「川口市自治基本条例の手引き」及び「川口市自治基本条例運用推進委員会のあり方」について、起草委員会、運営調整部会での慎重な審議を経て、3 月 10 日に開催された第 7 回策定委員会において、了承され、全策定委員の見守る中、最終答申である第 2 次答申が、市長へと行われました。また、併せて策定委員会から運用推進委員会へ選出される委員の候補者が立候補により決定し、策定委員会から運用推進委員会へ引き継がれることが確認され策定委員会は、ここにその役割を全うしました。

こうして、策定委員会での審議を経て、平成 21 年（2009 年）3 月市議会定例会に「川口市自治基本条例」が提案され、議会において慎重に審議されたうえで 3 月 25 日に可決され、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日に施行されました。

これまで、白紙の状態から条例制定まで 1 年 8 ヶ月を要し、この間に開催された会議は 240 回に達し、参加委員数延べ約 2,000 人という、まさに多くの市民、関係者のご労苦に

より、「川口市自治基本条例」が完成いたしました。

これからは、まず、この条例施行後に制定を予定している4つの条例の策定に、この条例の意思が引き継がれていきます。そして、まず、設置を予定している運用推進委員会において、この条例を見守っていくことになります。

今後は、この条例が広く市民の皆さんに「川口市の憲法」として愛され、受け継がれていくことを委員一同、心から願っています。

川口市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 市民等（第7条 - 第10条）

第3章 市政運営

　　第1節 市政運営の原則（第11条 - 第14条）

　　第2節 議会（第15条・第16条）

　　第3節 行政運営（第17条 - 第29条）

　　第4節 市民投票（第30条）

　　第5節 国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流（第31条）

第4章 最高規範（第32条・第33条）

附則

〔説明〕

条例を体系として整理すると目次のように、前文、第1章「総則」、第2章「市民等」、第3章「市政運営」、第4章「最高規範」、そして附則と続く構成となっています。つまり、「総則」に続いて、主権者である「市民等」から条例を体系づくっていることが、市民が市政の主人公であるというこの条例の基本理念を端的に表しています。

【条例の構成についての説明】

条例の規定は、通常「条」を基準に構成されます。

「条」がいくつかの段落に分かれている場合、この段落を「項」といいます。最初の段落を「第1項」、以降順番に「第2項」「第3項」…と言い表します。第2項以降には、通常その先頭に「2」「3」…と数字が振られます。

条文中で箇条書きを用いる場合には、(1)(2)(3)…のように括弧書きの数字が振られます。これらを「号」といい、「第1号」「第2号」「第3号」…と言い表します。

1つの条例に規定する条数が多くなるときは、これらをいくつかのまとまりに分類して構成する場合があります。これが「章」です。「章」をさらに細分化する必要がある場合には「節」を用います。

【前文】

私たちのまち川口市は、荒川や芝川などの水辺空間と安行台地に広がる豊かな緑地を有する、水と緑の自然空間に古くから恵まれたまちです。

この環境を生かして育まれた鋳物産業と植木産業は、江戸時代中期の舟運の発達によってさらに発展し、これらにかかる伝統的技術は、その後も時代を越えて脈々と引き継がれています。特に鋳物産業の歩みと共に、木型・機械などの関連産業の集積も進み、そこに働く職人などによって、ものづくりに対するこだわり、「川口かたぎ（職人気質）」という文化が生まれ、「キューポラのある街」としてその名が知られるようになりました。

しかしながら、都市化の進展や、昭和40年代後半からの度重なる経済不況により、鋳物をはじめとする地場産業の経営環境は厳しさを増し、転廃業する工場が出てくるようになりました。その結果、首都東京に隣接していることから工場跡地にはマンションが次々と建設され、人口増加が続き、まちの景観や様子が大きく変わりました。

我が国の社会経済状況の変化は、核家族化や生活様式の多様化をもたらし、地域における連帯意識の希薄化が懸念されてきています。一方、本市では、町会、自治会等を中心とした地域コミュニティ活動が早くから盛んであり、地域の伝統文化を大事に守ってきました。さらに近年では、ボランティア活動など各種市民活動への取り組みが進んできています。

私たちは、先人がつくり守り続けてきた伝統や文化を引き継ぎながら、今日の川口を知り、将来の川口を見据え、すべての人が安心して幸せに暮らすことができ、「住んでよかったです」「これからも住み続けたい」と実感できる「ふるさと川口」の実現に向けて、世代を超えて、お互いを尊重し合い、協力してまちづくりに取り組まなければなりません。

そこで、地方分権の進展に伴い、私たちの手によって私たちの思い描くまちづくりができるようになりつつある今、個性豊かな地域社会を築くためには、私たち市民の多様な価値観を適切に市政に反映させる仕組みづくりが必要となります。

ここに、私たち市民が市政の主人公であることをすべての基本に置き、私たちから信託された議会、議員及び市長、そして、その他執行機関がそれぞれの役割に基づき、その責任を果たし、公平かつ誠実に市政運営を行い、私たちが幸せに暮らせる地域社会を実現するため、本市の最高規範として、この条例を制定します。

〔説明〕

- (1) ここでは、この条例制定の由来、目的を明らかにした上で、この条例が目指している理想を宣言しています。つまり、この「前文」は、市民の決意表明の場となっています。
- (2) 一般的に「前文」とは、法令では本則の前に置かれ、その法令制定の由来、趣旨、基本原理、制定者の決意などを述べたものとされています。
- (3) 第1段落では、本市の紹介として、水と緑の豊かな自然環境を述べています。

第2段落では、そういう環境を活かして、「ものづくりのまち」として、発展し続けてきた本市のイメージを表現し、併せて、そのことが「川口かたぎ」という伝統的な文化、本市ならではの職人気質を育み、さらに「キューポラのある街」として全国にも知られるようになったことを述べています。

第3段落では、古くから培われてきた産業やまちなみも、我が国全体の社会環境の変

化を背景に、東京都と埼玉県の間に位置する「都県境都市・ベッドタウン」として、住宅都市化が進むことで大きく様変わりしてきたことを述べています。

第4段落では、社会経済状況の変化に加えて、生活様式の多様化等から、コミュニティの希薄化が危惧されることを述べています。一方では、本市は伝統的に町会、自治会等を中心としたコミュニティ活動が盛んであったことに加え、新たな顔として、「ボランティアのまち」としても知られるようになった市民活動の取組みを述べています。

第5段落では、先人から引き継いできた伝統と文化を守り、現在の川口の状況、将来の川口を見据え、その上で、誰もが住み続けたいと思える「ふるさと川口」の実現に向けて世代を超えて、お互いが協力し合いながら人づくり、まちづくりに取り組む決意を明らかにしています。

第6段落では、地方分権が進展する中で、より市民に身近になったまちづくりを進めに当たって市民の多様な価値観を市政に反映させる仕組みづくりが必要になっていることを述べています。つまり、ここで自治基本条例の必要性について述べるとともに、市民自らの手で自らのまちをつくっていくことができる絶好のチャンスであることがこの条例の必要性をさらに後押ししているものです。

そして、最後の段落では、市民が市政の主人公であり、幸せに暮らすことができる地域社会の実現のために最高規範であるこの条例を制定することを述べ、本則へとつなぐ役割を果たしています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の役割及び権利、市の役割及び責務並びに*市政の運営に関する基本的な事項を定めることにより、本市における自治を実現することを目的とする。

[説明]

ここでは、川口市自治基本条例の目的を明らかにし、定めています。

この条例の目的は、本市における自治の実現、すなわち、市民として幸せに暮らせる地域社会の実現を目指して、 市民の役割と権利、 市の役割と責務、 市政の運営に関する基本的な事項、を定めることを明らかにするものです。

§ 用語の解説 §

【市政の運営】

議会及び市長その他の執行機関の行う活動を指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民** 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者（法人を除く。）をいう。
- (2) **市** 議会及び^{*}市長その他の執行機関をいう。
- (3) **自治** 市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。

[説明]

(1) ここでは、この条例の解釈にあたり、明確にしておかなければならぬ用語の定義を定めています。

(2) 第1号は、「市民」の定義です。

この条例では、市外から市内に在勤、在学する方及び活動している個人（自然人）も、本市のまちづくりに力を発揮していただくことが必要との考え方から、こうした方々も「市民」に含めています。

なお、法人を除くこととしたのは、法人は、個人（自然人）の集合体と考えられるからです。したがって、この条例では、N P O 法人や事業者もこうした市民の集合体として位置付けています。

(3) 第2号は、「市」の定義です。

一般的には、「市」というと法人としての「川口市」のことを指しますが、この条例では、「市」については、議会及び市長その他の執行機関のことをいいます。

(4) 第3号は、「自治」の定義です。

目的にある「自治を実現すること」は、「市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと」であるとし、これを本市における「自治」として位置付けたものです。

§ 用語の解説 §

【市長その他の執行機関】

市長のほか、それぞれ行政執行権限を有する地方自治法第180条の5から第202条の2で規定している各種委員会及び委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）を指します。なお、職員は主にこれらの執行機関が任命し、その命により職務を行います。

(市民の役割)

第3条 市民は、自治を実現するために、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、自治を実現するための市民の役割を定めています。
- (2) 「自治を実現する」ことは「市民」と「市」の共通の目的です。そうしたことから、まちづくりの主体は、市民であることを明らかにするとともに、市民は、誰でもまちづくりに参加、参画することができ、市政に参加、参画する権利行使する際には、一人ひとりの市民が地域の課題に関心を持って、解決方策を見出していくように努力規定としたものです。

関連条文 (第6条) (第7条) (第8条)

〔市の役割〕

第4条 市は、自治を実現するために、主権者である市民の信託を受けて、市政を運営しなければならない。

〔説明〕

- (1) ここでは、まちづくりの主体である市民が選挙を通じて信託した議会及び市長、そして、その他の執行機関が、自治の実現のために、市政を確実に運営しなければならないことを定めています。
- (2) 「自治を実現する」ことは「市民」と「市」の共通の目的であることから第3条の「市民の役割」と同じように、「市の役割」を規定したものです。
- (3) 包括的に市民の信託による市政運営をしなければならないことを述べていますので、具体的なことについては、「第3章 市政運営」で述べることにしています。

〔市民と市の協働〕

第5条 市民は、自治を実現するために、市と協働することができる。
2 市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする。
3 協働を推進するために必要な事項は、別に条例で定める。

〔説明〕

- (1) ここでは、市民と市の協働について定めています。
「協働」については、重要な項目と受け止め、総則のこの場所に位置付けることとした。
- (2) 「協働」とは、「市民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することである」などと一般的に言われています。
- (3) 第1項及び第2項は、市政に関する施策の各段階において、市民が市と協働することができるなどを述べ、市民からの協働の申し出に市が誠実に対応することを定めています。なお、市との協働には、地縁による団体、市民団体（NPO法人等を含む）や事業

者も当然のことながら想定しています。

- (4) 第3項は、協働を推進するための条例を整備する規定です。なお、「別に条例で定める」期限については、附則第2号で定めています。

関連条文（第8条）（第9条）（第10条）

（危機管理）

第6条 市民及び市は、自然災害、人的災害等の危機発生に備えて、危機管理体制を整備し、訓練を進めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、危機管理について、災害等の発生に備えた体制を整備すると共に、市民並びに議会、市長その他の執行機関が連携して対応を図るべきことを定めています。
- (2) 危機管理体制の整備は、市だけでは成し得ず、また、市民だけで行うことにも限界があります。ここではお互いに危機発生に備えることで、市民の生命、身体、財産等への被害及び行政運営の支障等を最大限に抑制することを目指しています。
- (3) 自然災害、大規模な事件・事故(テロ、航空機事故)、市施設や市主催のイベントにおける事件・事故、健康危機(食中毒、インフルエンザ) 文書・資料・文化財等の管理、個人情報の漏洩、コンピュータ犯罪など、幅広い危機を想定しています。
- (4) 本市では、昭和33年(1958年)2月に市庁舎が火事になり、また、同年9月には狩野川台風により芝川が氾濫し、市内に大水害をもたらした過去があります。そうした過去の経験を教訓にして市民の安全、安心の確保はもとより、市の重要な文書や財産についてもしっかり管理をすることも意味する内容となっています。

関連条文（第5条）（第8条）（第13条）

第2章 市民等

（市民の市政参加に関する権利）

- 第7条 市民は、市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加する権利を有する。**
- 2 市民は、市政の運営に関する情報を知る権利を有する。
 - 3 市民は、市政への关心又は参加の程度にかかわらず、市政の運営において公平かつ誠実な扱いを受ける権利を有する。
 - 4 市民は、前3項に規定する権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない。
 - 5 市民の市政への参加のために必要な事項は、別に条例で定める。

〔説明〕

- (1) ここでは、自治の実現のために、主権者である市民が市政に参加する権利とその権利行使のあり方について定めています。

第1項から第3項で市民の市政への参加に関する権利として「市政に対する意見表明及び市政に参加する権利」、「市政運営に関する情報を知る権利」、「市政運営での公平かつ誠実な扱いを受ける権利」の3種類の権利に整理しました。

- (2) 第1項では、市民は、誰でも市政運営に対し意見表明及び参加し参画できることを規定しています。なお、市政に参加する権利は、参加を強制されるものではありません。ここでは、選挙における投票率の向上など、市民が少しでも市政に関心をもってもらうという願いも込められています。

- (3) 第2項は、市民が市政に参加するうえで、その判断材料として十分な情報を得ることができるように規定したものです。その権利は、川口市情報公開条例により保障されています。

- (4) 第3項は、市政に参加し参画していること、また参加しないことを理由として、行政サービスを受ける権利が制限されるなどの不利益な取扱いを受けることがないことを明らかにし、参加し参画する権利の自由な行使を保障しています。

また、「公平かつ誠実な扱いを受ける権利」には、特に子どもや高齢者、障害を持った方々などの弱者や外国籍住民への配慮も含まれています。なお、「市政の運営において公平かつ誠実な扱い」としているのは、実質的に公平であることを述べているものであり、行政サービスに対する応分の負担に差が生じることとは本質的には違う問題です。

- (5) 第4項では、市民は、市政に参加し参画する権利を行使する際には、自己の利益のみに専念してはならず、常に公共の利益を追求するという視点に立って臨まなければならないことを述べています。

- (6) 第5項は、市民の市政への参加のための条例を整備する規定です。なお、「別に条例で定める」期限については、附則第2号で定めています。

関連条文 (第11条) (第12条)、(第14条) (第15条) (第16条) (第17条)
(第19条)、(第21条)

〔市民の互助〕

第8条 市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。この場合において、市民は、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。

〔説明〕

- (1) ここでは、人と人との相互のつながりが大切であるとの認識のもと、お互いを尊重することを定めています。

人と人とのつながりには、様々な形態があります。町会・自治会、NPO法人・ボランティア団体、企業だけではなく、市民相互の様々なコミュニケーションも人と人とのつな

がりです。

- (2) 「互いに助け合い」、「互いの権利及び利益を尊重しなければならない」とすることで互助の精神を促すものとしています。

(地縁による団体及び市民団体による活動)

第9条 市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。

2 市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、地域における自治を推進するための組織の形成や活動を大切に守り育てるなどを定めています。
- (2) 第1項では、「地縁による団体」とは、いわゆる町会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体（ここでは、マンションに暮らす市民による組織等も含まれます。）を想定しており、また、「市民団体」とは、特定課題に対する共通の関心に基づき自主的に形成された団体（テーマ型コミュニティ）、いわゆるNPO法人・ボランティア団体等を想定しており、これらの団体を通じて市民が幸せに暮らせる地域社会を築いていくことを規定したものです。
- (3) 第2項では、前文でも触れておりるように、本市では古くから町会、自治会等の地縁による団体活動が盛んなこと、また、最近では、日本一のボランティアのまちを目指しているように市民団体による活動も盛んになっていることからこうした団体が、自治を実現する大切な担い手として尊重されなければならないことを述べています。また、こうした団体が協働することによって、さらに暮らしやすい地域社会が実現されることを期待しています。なお、市民はそうした活動を通じて自治を実現することができるのであって、活動を強制されるものではありません。

関連条文（第5条）（第8条）

(事業者の役割)

第10条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自治の実現に寄与するよう努めるものとする。

[説明]

- (1) ここでは、事業者も地域社会の一員として、役割があることを定めています。
- (2) 事業者とは、民間の営利企業等を想定しており、その事業者も地域において、事業活動を営む構成員であることから、幸せに暮らせる地域社会を築く重要な役割を担う一員と

しての社会的責任を認識してもらい、自治の実現に寄与するよう促すことを目的としています。

第3章 市政運営

第1節 市政運営の原則

(市民の意思の反映)

第11条 市は、市政の運営に市民の意思を反映するよう努めなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、具体的な施策が進展するいずれの段階においても、市民が参画でき、意見を述べられ、これを尊重・反映することを定めています。
また、緊急の場合など、参画の機会を設けることができない場合も想定されることから、努力義務としています。
- (2) この条例は、市政運営の原則を述べる箇所であることから、「市は」とすることで、議会及び市長その他の執行機関すべての責務規定とすることを意図しています。

関連条文 (第7条) (第15条) (第16条) (第17条) (第19条) (第21条)
(第22条)

(情報の公開及び提供)

第12条 市は、市政の運営に関する説明責任を果たすため、市政の運営に関する情報を広く公開するとともに、これを積極的に提供するよう努めなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、市政の運営に関する情報公開及び提供について、議会及び市長その他の執行機関が必要な措置を講じるべきことを定めています。
- (2) これまで、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報の公開等については、それぞれ条例等を整備し運用してきましたが、この条例では、情報に関する考え方を一步進め、市民に必要な情報は、市側が、行政文書の開示制度だけでなく、積極的に情報の提供、公表、会議の公開などの整備に努めるものです。また、「積極的」と述べていることは、前向きに情報提供を行う趣旨となっています。
なお、「川口市情報公開条例」は、この条文を具体的に制度化したものとして位置付けられます。

関連条文 (第7条)

(個人情報の保護)

第13条 市は、その保有する情報の取扱いに当たって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければならない。

[説明]

ここでは、市政に関する情報の取扱いについて、情報公開とともに、議会と市長その他の執行機関の重要な責務である個人情報の保護について定めています。

なお、「川口市個人情報保護条例」は、この条文を具体的に制度化したものとして位置付けられます。

(公平かつ誠実な市政の運営)

第14条 市は、市政の運営において、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。

[説明]

ここでは、市民から選挙を通じて信託を受けた議会及び市長、そしてその他の執行機関が、基本的に果たすべき役割を定めています。

「公平かつ誠実に対応」とは、市政に参加し参画していること、また、参加しないことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないことを明らかにし、さらには、高齢者や障害を持った方々などの弱者や外国籍住民等に配慮し、対応することなどをいいます。

関連条文 (第7条)、(第28条)

第2節 議会

(議会及び議員の役割及び責務)

第15条 議会は、市民の意思が市政の運営に反映されるよう、議案を審議し、議決しなければならない。

- 2 議会及び議員は、市民の意思が市政の運営に反映されるように政策を立案するよう努めなければならない。
- 3 議会は、市民の意思が市政の運営に反映されているかを調査し、監視しなければならない。

[説明]

(1) ここでは、市民からの信託を受けて、直接選ばれた議員で構成する議会の果たすべき役割と責務について定めています。

(2) 第1項は、市民の意思を適切に反映することができるよう、十分に審議し、議会の最も基本的な役割である本市の意思を決定する議決権について規定しています。

(3) 第2項は、市民の意思を把握し、その意思を政策立案に反映することを努力規定とし

て定めています。議員が個人的な議員活動のなかで、市民の意思が反映されるように、政策の立案に向けて様々な調査活動を行うことを含んでいます。

- (4) 第3項は、第1項の規定を受けて、議会が市長その他の執行機関が行う行政運営を調査し、監視する権能を有することを改めて規定しています。
- (5) 一般的に議員は、議会において会派（議会内に結成された同志的集団のことをいいます。）に所属し、会派の一員として議案や意見書などの議決や採択を行う際、事前に意見交換を行い共通の意思決定を行ったり、政策の立案を行ったり、様々な活動をしているところです。したがって、議会における会派の位置付けは、議会運営における重要な要素となっているところです。

関連条文（第11条）

（開かれた議会）

第16条 議会は、原則としてすべての会議及び委員会を公開し、これらの結果を、速やかに、かつ、分かりやすく公表しなければならない。

2 議会及び議員は、市民の市政への参加を推進するため、市民の意見を聴取し、その意思の把握に努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、議会の運営や議員の活動内容について、市民に開かれたものとすべきことを定めています。
- (2) 第1項は、市民への説明責任を果たすべく、議会が市民との情報共有を図ることを明確に規定したものです。川口市議会の本会議及び各委員会は原則的にはすべて公開し、結果は多様な媒体を用い、速やかに会議録として公開することとしています。
- (3) 第2項は、既に公開している本会議及び各委員会やその会議録に加えて、議会活動及び議員活動を市民に積極的にPRして、市民の関心を高め、市民の声の把握に努めることを規定したものです。このことがきっかけとなって市政へ参加することにつながれば、とのねらいが込められています。
- (4) 議会内においては、市民に開かれた議会を目指し、鋭意、調査・研究をしています。

関連条文（第7条）（第11条）

第3節 行政運営

（市長の役割及び責務）

第17条 市長は、自治を実現するため、市民の意思が市政に反映されるよう公平かつ誠実に*行政運営に当たらなければならない。

〔説明〕

ここでは、自治の実現のため、市長の基本的な役割及び責務を定めています。

市長は、市民の直接選挙で選ばれ、市を代表します。市長は、市政を自主的かつ総合的に実施する役割を持ち、幅広い事務に関する権限を有しており、公平かつ誠実な行政運営を行うことが求められているところです。こうした市長の権限が特に大きいことを踏まえて行政運営編の冒頭であえて市長の役割と責務を述べることとしました。

関連条文（第11条）（第14条）（第18条）

§用語の解説§

【行政運営】

市長その他の執行機関の行う活動を指します。なお、「市政の運営」は、議会及び市長その他の執行機関の行う活動をいいます。

（市長その他の執行機関の役割及び責務）

第18条 市長その他の執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。

〔説明〕

(1) ここでは、市長その他の執行機関が市における重要な事務を担い、それぞれの判断と責任の下で、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を執行しなければならないことを定めています。

(2) 行政運営の効率化を考えた場合、外部委託も視野に入れた検討も必要です。しかしながら、一方では、外部委託により、行政サービスの質、職員間の技術の継承への課題等が懸念されており、行政として外部委託の判断は慎重に行い、公的責任を十分に果たしていくことも求められています。

関連条文（第17条）（第23条）（第24条）

（市長その他の執行機関の役割及び責務）

第19条 市長その他の執行機関は、*市政に関する重要な事項について、説明会、懇談会、*パブリック・コメント手続、アンケート調査その他の効果的な方法により、市民の意見を聴取し、市民の意思の把握に努めるとともに、当該市民の意思を行政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 市長その他の執行機関は、市民から市政に対する意見が提出されたときは、これを尊重するとともに、これに誠実に対応しなければならない。

3 市長その他の執行機関は、前2項の規定に基づき市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

〔説明〕

- (1) ここでは、市の執行機関が、進んで市民から意見を聴取する制度を確立することを定めています。
- (2) 第1項は、市政に関する重要な事項について、広く市民の意見を聴取し、意思の把握に努め、その結果を行政運営に反映させる規定です。また、「その他の効果的な方法」の「効果的」には、市が実施する様々な意見聴取の方法が、できる限り市民の意見が反映されるよう実施時期に配慮する意味が込められています。
- (3) 第2項は、市民から市政に関する意見を施策に反映させるための規定です。現在、市民から市へのアクセス手段としては、「市長への手紙」としてメール、手紙、ファックス等で意見を提出できる制度、また、「パブリック・コメント」などの制度が確立されています。また、市職員による提案制度としては、「事務改善提案制度」「グループ課題研修制度」「市長に提言する政策研究チーム」などがあります。
- (4) 第3項は、前2項に対する処理経過、処理結果を、提出者以外にも公表するように努めることの規定です。

関連条文（第14条）

§用語の解説§

【市政に関する重要な事項】

市民生活や事業活動に重大な影響を与えるもの。 市民に義務を課し又は権利を制限するもの。 市の方向性・基本方針を定めるもの。 各行政分野の directionality・basic policy を定めるもの等が考えられます。

【パブリック・コメント手続】

市民生活に重大な影響を与えると思われる事業の実施や条例などを制定改廃する場合に、市の執行機関だけで決定せずに、事前に住民に内容を示したうえ、それに関する意見を市民が提出する機会を設ける制度をいいます。

（附属機関等の委員の公募）

第20条 市長その他の執行機関は、*附属機関等の委員を選任するに当たっては、可能な限り市民から公募しなければならない。

〔説明〕

- (1) ここでは、市長等が意見を聞く諮問機関として、法により置くことができる審議会などの附属機関等の委員の選任に当たっては、可能な限り市民から公募することを定めています。

なお、「可能な限り」とは、法令に委員の要件について規定があるなど、委員構成に制約のある場合も想定されるための措置です。

- (2) 本市では、委員の公募について、平成19年（2007年）4月から「川口市審議会等の

委員の公募に関する要綱」において、定数の 1 割以上を公募委員とするように努力することを定めて委員公募に取り組んでいます。

関連条文（第 7 条）

§ 用語の解説 §

【附属機関等】

「附属機関」とは地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律または条例で設置し、行政執行の前提として必要な調停・審査・諮詢または調査を行う機関で、一般的には各種審議会が、これにあたります。また、「等」は、市政運営上の意見交換等を行うため、学識経験者、市民等を構成員として要綱などにより設ける会議のことを意味しています。

（意思決定手続の透明化）

第 21 条 市長その他の執行機関は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、その意思決定の手続を明確にしなければならない。

〔説明〕

- (1) ここでは、行政運営における公正の確保と透明性の向上のため、意思決定の手続きの明確化を図ることを定めています。
- (2) 「公正の確保」は、公平かつ誠実に対応しなければならないもので、「透明性の向上」には、行政には説明責任が常にあることを意味しています。また、「意思決定の手続きを明確」にすることは、市政運営に関する情報を提供することにもつながります。
- (3) 本市では、*申請に対する処分、*不利益処分、*行政指導及び届出の手続きに関し、共通する事項を定めた「川口市行政手続条例」を、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいいます。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的に制定しています。

関連条文（第 12 条）、（第 14 条）、（第 17 条）、（第 18 条）

§ 用語の解説 §

【申請に対する処分】

営業の許可などの申請に対して許可、不許可などをすることをいいます。

【不利益処分】

許可を取り消したり、一定期間の営業停止を命じたりすることをいいます。

【行政指導】

特定の人や事業者などに対して、ある行為を行うように、または行わないように指導、勧告、助言することなどをいいます。

(行政組織)

第 22 条 市長その他の執行機関は、その組織を、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともに、その見直しに努めなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、行政組織について、社会経済情勢の変化に対応するため、簡素で効率的な編成、相互の連携の確保に配慮すべきことを定めています。
- (2) 行政の窓口で、市民が、いわゆる「たらい回し」にされることがないよう責任の所在を明確にすることが大切であるということを踏まえて、組織の肥大化や縦割りの弊害を抑制し、また解消するための組織のあり方について規定したものです。つまり、組織を整備するうえで、組織間の連携を意識し、市民の目線で責任の所在がわかるようにすることを述べたものです。その組織間とは、行政組織における「部」と「部」の間の問題でもあり、「部」の中の「課」と「課」の問題でもあります。
- (3) 「市民の視点に立った」とは、行政組織の整備が市民にとって「わかりやすく」、「市民ニーズに叶う」、「公的責任を果たせる」ものであること等を包含し表現したものです。

関連条文 (第 14 条)、(第 18 条)、(第 24 条)

(行政組織)

第 23 条 *市長その他の任命権者は、適切に職員を配置し、これを指揮監督しなければならない。
2 市長その他の任命権者は、職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の執行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、組織の規定に続いて、市長その他の任命権者が市職員の指揮監督及び人材育成に努めることを定めています。第 22 条の組織間の連携も、職員の指揮監督及び人材育成で配慮されます。
- (2) 第 1 項は、適材適所の人員配置や活力ある職場づくりなどに取り組むべきことを規定しています。
- (3) 第 2 項は、市民の視点に立って職務を遂行するために、それを成し遂げる意欲と能力

を持った職員を育成するといった人材育成、職場環境の整備を規定したものです。

- (4) 第18条の「市長その他の執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならぬ」ことが職員の指揮監督、能力向上に努めることの根底に息づいています。
- (5) 本市では、職員の政策立案に関して、全職員を対象とした「事務改善提案制度」、主任職職員による「グループ課題研修制度」、有志職員による「政策提言」などの制度を設けています。また、職員の意欲、能力向上に資するように市独自の各種研修制度、専門的な能力向上を目的とした市町村アカデミーへの職員派遣、管理職養成のための自治大学校への職員派遣などを行っています。さらに職場環境の整備に関しては、職場研修制度や接遇リーダー制度などがあります。
- (6) 第2項で「市民の視点に立った」としているのは、第22条の〔説明〕で触れていることと同様の趣旨で規定しています。
- (7) これまで執行機関の役割及び責務として統制することを中心に様々なことを規定してきましたが、ここでは、頑張っている職員が報われるようなものとする意味合いが込められています。

関連条文 (第18条)、(第24条)

§ 用語の解説 §

【市長その他の任命権者】

職員の採用、昇任、降任、転任、休職、免職、懲戒などの人事権を有する者を指します。具体的には、市長のほか、消防職員であれば消防長が、水道局や医療センターに勤務する公営企業職員であれば各企業の管理者が、教育委員会の職員であれば教育委員会が、選挙管理委員会の職員であれば選挙管理委員会が、監査委員事務局の職員であれば代表監査委員が、議会事務局の職員であれば議長が、それぞれ任命権者となります。

(職員の責務)

第24条 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、**自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。**

〔説明〕

ここでは、職員が最大限の能力を発揮するように努め、職員自身が市民の一員であることを自覚し、「全体の奉仕者」として市民の視点に立ち、適法かつ公平・公正・誠実に職務を遂行することを定めています。

関連条文 (第14条)、(第18条)、(第22条)、(第23条)

(財政運営等)

第 25 条 市長は、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、財政状況に関する情報、予算の編成及び執行に関する情報並びに将来の財政の見通しを、市民に分かりやすく公表しなければならない。

〔説明〕

- (1) ここでは、財政運営について、市長は、財政状況を的確に把握するとともに、将来的な財政見通しを立て、また、それらを公表することを定めています。
- (2) 第 1 項は、将来の世代の負担にも配慮した計画的かつ健全な財政運営に努めることを規定しています。なお、「健全な財政運営」には、本市が基本金、資本金等を出資している出資法人の管理・監督も含んでいます。
- (3) 第 2 項は、様々な指標に基づいて把握した財政状況や財政の見通しを作成して公表し、市民の理解と協力を得ながら、財政運営を進めていくべきことを規定しています。なお、平成 21 年（2009 年）秋から、*新財務書類 4 表を作成し、公表することが要請されていることから、今後は、これらが中心的な指標として活用されるようになると考えられます。

§ 用語の解説 §

【新財務書類 4 表】

地方公共団体がどれほどの資産や債務を有するかについての情報を示す「貸借対照表」、地方公共団体の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を示す「行政コスト計算書」、現金の流れを示す「資金収支計算書」、地方公共団体の純資産、つまり資産から負債を差し引いた残余が、一会计期間にどのように増減したのかについて明らかにし、総額としての純資産の変動に加え、増減についての情報も示す「純資産変動計算書」をいいいます。

(行政評価)

第 26 条 市長その他の執行機関は、市民の意思を反映した効率的かつ効果的な行政運営を進めるため、定期的かつ客観的に政策等の成果及び達成度を評価しなければならない。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定による評価の結果を、市民に分かりやすく公表しなければならない。

〔説明〕

- (1) ここでは、行政評価について、政策及び事務事業の成果をできる限り数値化して把握し、評価結果を市政の運営に適切に反映させ、その評価の結果を市民に分かりやすく公表することを定めています。本市では、行政評価のひとつとして、平成 14 年度から事務事業評価システムを取り入れ、平成 20 年度から公表しています。
- (2) 行政評価には、評価の客觀性の確保を求める声が多くあります。こうしたことを行ま

えて「定期的かつ客観的に」として、具体的な評価の時期を定めるとともに、外部評価制度を見据えていることを表現したものです。なお、本市では、平成20年度（2008年度）からは、外部評価による教育委員会事務の点検・評価を実施しています。

〔監査〕

第27条 市は、監査委員制度のほか、必要に応じ、外部監査制度その他の監査に関する制度の整備を進めるものとする。

2 監査の結果に関する報告は、その結果に至った理由とともに、市民に分かりやすく公表するものとする。

〔説明〕

(1) ここでは、監査委員制度について定めています。

監査委員は、自治体には必ず設置され、公正・効率的な運営を保障するために、行政運営、特に、財務会計事務を監査する専門機関となっています。なお、今後は、外部監査制度等も視野に入れて検討することを規定しています。

(2) 前2条とあわせ、監査結果の報告も市民にわかりやすく公表することを規定しています。

〔公平かつ誠実な行政運営の確保〕

第28条 市は、第26条第1項及び前条第1項に規定するもののほか、公平かつ誠実な行政運営を確保するために特に必要があると認めるときは、*市政オンブズマンその他の行政運営の監視及び改善を図るための制度を設けることができる。

〔説明〕

ここでは、行政運営において、公平性と市民の信頼を確保するため、特に必要があると認められる場合には、市政オンブズマン制度も一つの選択肢として、行政運営の監視及び改善を図るための制度を設けることができることを規定しています。

関連条文 （第14条）、（第26条）、（第27条）、（第29条）

§ 用語の解説 §

【市政オンブズマン】

市で設置する第三者的救済機関のことで、市民の目線に立ちながら、市政に関する苦情申立てを公正・中立に調査して簡易、迅速に処理する機関です。しかしながら、費用の観点等から制度を発足させている自治体は、まだ、少ないので現状です。

なお、「オンブズマン」は、歴史的に公的制度を意味するのですが、男女平等の見地に対する配慮や民間オンブズマンとの混同を避けるために「オンブズパーソン」の名称を使用している自治体もあります。

(公益通報)

第29条 市長その他の執行機関は、公益通報があったときは、通報者が不利益を受けないよう最大限の配慮をしなければならない。

〔説明〕

- (1) ここでは、*公益通報制度について定めています。
- (2) この制度は、法令違反等の事態を防止し、あるいは、損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を最大限確保するための制度であり、告発した市民及び職員がそれを理由に不利益な扱いを受けないことなどを規定するものです。
- (3) 「川口市公益通報者保護法に係る外部通報に関する要綱」及び「川口市職員等の内部通報の処理等に関する要綱」は、この条文を具体的に制度化したものとして位置付けられます。

なお、ここでは、法律の定めるところによって市において制度を設けていますが、制度の周知効果を期待して、あえて規定しています。

§ 用語の解説 §

【公益通報制度】

近年、事業者内部からの通報（いわゆる内部告発）を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになったことを受けて、そうした法令違反行為を従業員が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営を強化するために、公益通報者保護法が平成18年（2006年）4月にできたことでつくられた制度です。

第4節 市民投票

(市民投票)

第30条 市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、又は自ら必要があると判断したときは、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認するため、市民投票を実施する。

- 2 市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 市民投票に付することができる事項、市民投票を請求する場合の要件、投票権を有する者の資格、投票及び開票の方法その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

〔説明〕

- (1) ここでは、市民投票について、投票の実施請求権とその成立要件、投票権、投票結果を尊重する義務をあらかじめ条例化しておく、いわゆる「常設型」の市民投票を定めています。

(2) 他の自治体では、「住民投票」の名称を使っているところが数多く見られますが、本市においては、条文の中で基本的に「市民」という表現で統一していることから、本条文についても「市民投票」という名称にしています。

市民投票の規定を置く理由は、間接民主制を基本としながらも、これを補完し、住民の意向を的確に把握するために行われることからです。

なお、「市政に関する特に重要な事項」とは、全国的な「住民投票」の実施事例をみると、市町村合併や原子力発電所、防衛施設の設置などをめぐるもの等となっています。

本市における市民投票の案件は、地域社会の状況を踏まえて、個々に判断されるものであり、確定的にこれを表現することは困難です。

(3) 第1項は、市民生活に重大な影響を及ぼす事項について、真にやむを得ない場合に市民の意思を把握する手段として「市民投票」を規定したものです。なお、市民投票の実施主体は、執行機関である市長となりますので、ここでは「市長」が「実施する」としています。

(4) 第2項は、市民投票の結果に法的な強制力を持たせることは、議会や市長の権限を侵すものとして、法令に抵触する疑いがありますので、投票結果に対して、議会や市長は、尊重義務を負うことを規定しています。

(5) 第3項は、市民投票に付する事項、請求する場合の要件、投票資格者の範囲、投票及び開票の方法、その他必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。

(6) 第3項で述べている「別に条例で定める」期限については、附則第3号で定めています。

第5節 国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流

(国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流)

第31条 市は、広域的な視点から、国又は全国若しくは近隣の地方公共団体と共に通する課題に対して、これらと対等な立場で相互に連携し協力するよう努めなければならない。
2 市は、平和、人権、環境、資源等の地球的規模の諸問題に関し、国際社会に果たすべき役割を認識して、広く国際交流に努めるものとする。

[説明]

(1) ここでは、共通する課題について、本市と国や埼玉県を始めとする他の地方公共団体と対等な立場で連携・協力していくことが重要であることを定めています。

(2) 第1項は、市の課題は、本市だけで解決できるものではなく、それぞれの自治体に共通する課題や環境保全、産業振興、基盤整備、災害協定など市域を超えた広い範囲に及ぶ課題については、国や埼玉県に対して意見・要望を述べ、近隣市や関係する自治体と対等な立場で連携し、協力して解決を図るべきことを規定しています。

(3) 第2項は、地球的規模の諸問題に対して、国際社会に対する役割を認識し、併せて、本市が埼玉県下で外国籍住民が最も多く暮らすまちであることを踏まえ、お互いの文化、

習慣などを尊重し、国際交流を広めていくことを規定しています。

第4章 最高規範

(最高規範)

第32条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用、総合計画等の策定及び運用その他市政の運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重してこの条例との整合を図らなければならない。

2 議員、市長及び職員は、法令を遵守するとともに、この条例が本市の最高規範であることを認識した上で、その理念に基づき高い倫理観を持って職務を遂行しなければならない。

[説明]

- (1) ここでは、本条例の位置付けについて、市政運営に当たって最大限尊重することを定めています。前文で宣言したとおり、この条例は、本市の最高規範として制定しますので、その実効性を確保するため、この条文を規定します。
- (2) 第1項は、条例間において、法的には優劣の関係はないとされていますが、本市の姿勢として、この条例を本市の法体系の最上位に位置付けることとします。したがって、この条例の最高規範としての実効性を確保するため、市は、他の条例の制定や改廃、法令等の解釈や運用、また、総合計画を始めとする他の計画等の策定や運用など、市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合を図るべきことを規定しています。
- (3) 総合計画は市の最上位計画として位置づけられています。この計画では中長期的なまちのビジョンを示し、その目標に向かって様々な施策を講ずることを述べております。この条例ができることによって、総合計画もその策定、運用において、この条例の趣旨を尊重し整合を図ることが義務付けられます。
- (4) 第2項は、この条例の最高規範性を踏まえ、議員、市長を始めとする市の職員は、市政運営を担い、これに携わる者として、法令の遵守はもとより、この条例の定めるところに従い、職務を遂行すべきことを規定しています。
なお、「川口市職員倫理条例」及び「川口市職員倫理規則」は、この条文を具体的に制度化したものとして位置付けられます。

(運用推進委員会)

- 第33条** この条例の運用状況について検討し、市長にその改善のための提言を行うため、川口市自治基本条例運用推進委員会（以下「運用推進委員会」という。）を置く。
- 2 市長は、前項の提言を受けたときは、これを市民に公表するとともに、これを尊重し、広く市民の意見を聴いた上で、この条例の改正その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

〔説明〕

- (1) ここでは、本市の最高規範としている本条例の内容や運用を一層高めていくための運用推進委員会の設置について定めています。
- (2) 第1項は、運用推進委員会の目的及び設置について規定しています。
- (3) 第2項は、市長が、この条例運用状況等の検討結果を市民に公表するとともにこれを尊重し、その意見を市民に聴きながら必要な措置を講じていくことを規定しています。
なお、本条例の改正にあたっては、地方自治法の規定に従って手続きが行われます。
- (4) 第3項は、運用推進委員会の組織及び運営方法等の必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。なお、ここで述べている「別に条例で定める」期限については、附則第1号で定めています。

【運用推進委員会についての提言】

1 運用推進委員会の役割

本条例の運用状況のチェック

本条例で制定を予定している3つの個別条例の立ち上げについて

本条例の啓発についての企画・立案

本条例及び手引きの見直しについて

自治の推進に関する検証について

運用推進委員会のあり方についての定期的な検討について

本条例に関するその他必要な事項

なお、委員会は、上記の7項目の役割を円滑に果たすために、行政職員の出席および説明ならびに資料提供を求めることができるものとします。

2 運用推進委員会の委員構成及び任期

委員定数は14名とし、委員の任期は原則2年としますが、任期2年の委員は半数ずつが改選され、委員会の継続性にも配慮することとします。14名のうち、公募市民から8名、団体推薦から2名、市議会議員から2名、学識経験者から2名というような配分枠が考えられますが、発足当初の段階では、若干の経過措置も考えられます。

なお、最初の委員のうち半数は、任期1年を想定していますが、再任を妨げないこととします。

3 運用推進委員会の公募に関する申し合わせ事項

委員会発足時の公募には、現策定委員会委員の応募はできないものとします。

附 則

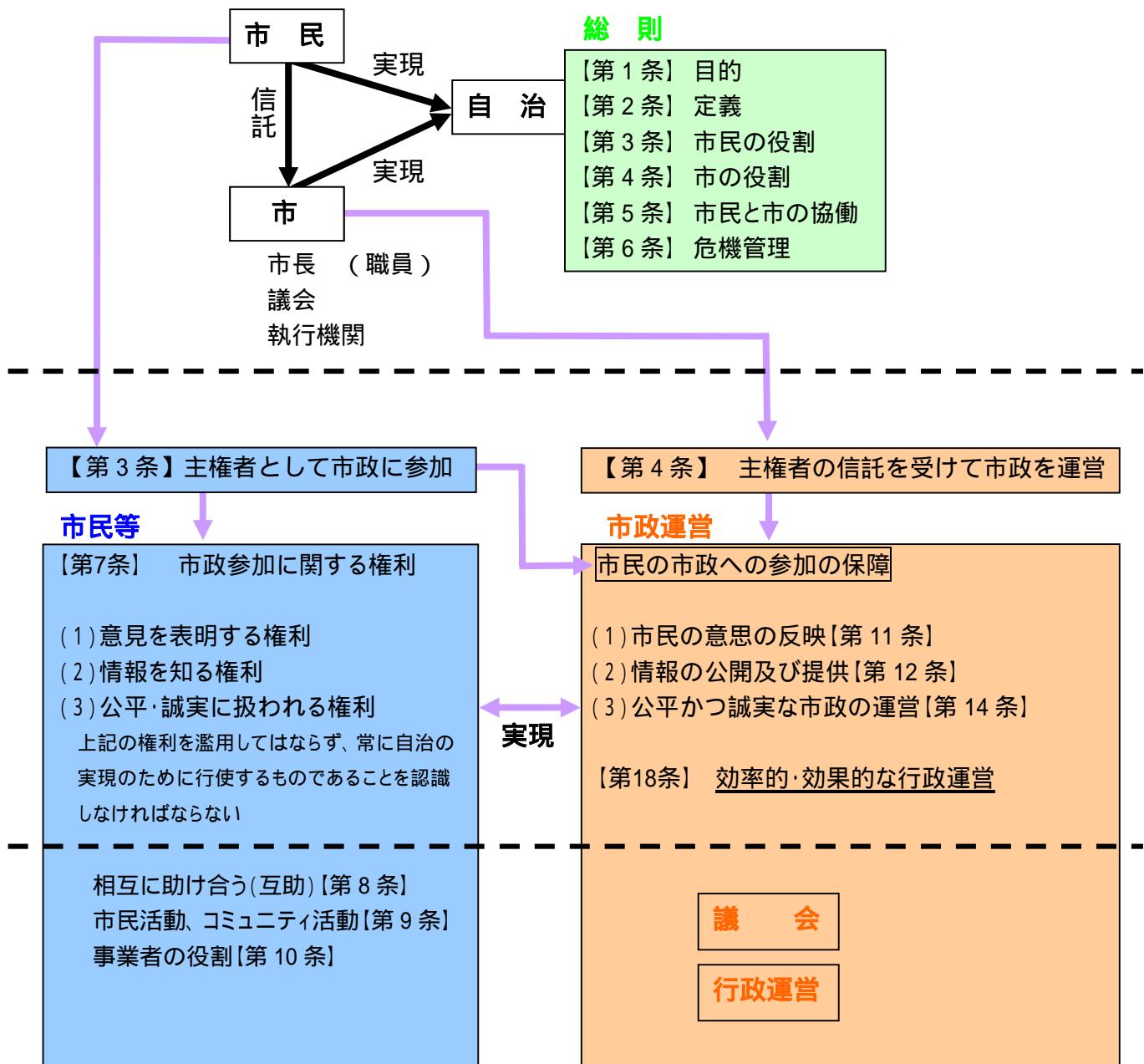
この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第33条の規定 平成22年1月1日までの間において規則で定める日
- (2) 第5条第3項及び第7条第5項の規定 平成24年4月1日までの間において規則で定める日
- (3) 第30条の規定 平成25年4月1日までの間において規則で定める日

[説明]

- (1) ここでは、本条例の規定の効力を発動させる施行期日等を定めています。
- (2) この条例の施行期日を平成21年(2009年)4月1日とするものです。ただし、市民投票や運用推進委員会に関する規定については、これらを施行するためには個別条例で詳細を規定する必要がありますし、また、市民参加や協働の推進に関して別に条例を定めることとする規定についても、今後ある程度時間をかけて検討していく必要があるため、これらの規定の施行日については、期限を設けて先に延ばすものです。それぞれの条例の内容、性質などを勘案して、期限に差を設けてあります。期限は最終期限ですので、もちろん、それ以前に施行することも可能です。議論が熟せば、早まることがあるでしょう。中でも市民投票については、最も遅い期限を設定していますが、このことはこの条例が内容的に重要であることに加えて、定めるべき事項が多岐で詳細にわたっているためです。

〔全体構成図〕



〔説明〕

この条例の全体構成を図で表すと上記のようになります。「市民」と「市」は、ともに「自治」を実現することを目的としています。そして、「市民」は「市」に信託して「自治」の実現のための役割を課しています。また、「市民等」は権利を、「市」は責務をそれぞれ有していて、それらは密接に関連しています。

川口市自治基本条例策定委員会委員名簿（敬称略・五十音順）

平成19年7月17日～平成21年3月10日

	氏名	所属	選出	策定委員会役職	検討部会	運営調整部会	編集委員会、広報・PI	起草委員会	備考
1	青山 恵子	公募	市民		第5				平成19年9月辞任
2	浅羽 理恵	公募	市民		第3副部会長	部会員			
3	阿部ひろ子	市議会議員	知識経験者		第3				
4	庵地 真見	公募	市民		第5		広報・PIチーム		
5	碇 康雄	公募	市民		第4		編集委員会副委員長		
6	池田 嘉明	市議会議員	知識経験者		第1		編集委員会		
7	砂沢 学賦	川口青年会議所	市内各種団体		第1				
8	石井 邦夫	公募	市民		第2		編集委員会		
9	石井 良一	滋賀大学 産業共同研究センター・客員教授	学識経験者	策定委員会副委員長	第5部会長	部会員			
10	伊田 清	公募	市民		第3		広報・PIチーム		
11	伊田 昭三	公募	市民		第5副部会長	部会員	広報・PIチームリーダー		
12	岩澤 勝徳	市議会議員	知識経験者		第4				
13	大崎 行雄	公募	市民		第4				
14	大関 修克	市議会議員	知識経験者		第2				
15	小川 裕子	日本ガーディアン・エンジエルス 川口支部	市内各種団体		第2				
16	落合 祥二	公募	市民		第1		編集委員会		
17	金井 利之	東京大学大学院 法学政治学研究科・教授	学識経験者	策定委員会副委員長	第1部会長	副部会長			
18	金子 信男	市議会議員	知識経験者		第1副部会長	部会員			
19	神尾 裕子	公募	市民		第1副部会長	部会員			
20	河合 恒平	公募	市民		第2		編集委員会		
21	木岡 崇	市議会議員	知識経験者		第5		編集委員会副委員長		
22	北原 伸泰	川口市民生委員 児童委員協議会	市内各種団体		第5		編集委員会		
23	小島 勉	公募	市民		第4		編集委員会		
24	佐々木秀夫	川口鋳物工業協同組合	市内各種団体		第3				
25	佐藤 一毅	公募	市民		第1				
26	佐藤 徹	高崎経済大学 地域政策学部・准教授	学識経験者	策定委員会副委員長	第3部会長	部会員			
27	椎橋 美孝	川口農業青年会議所	市内各種団体		第5				
28	篠田 直毅	公募	市民		第2				
29	鈴木 忠寛	公募	市民		第3副部会長	部会員	編集委員会委員長		
30	平 修久	聖学院大学 政治経済学部・教授	学識経験者	策定委員会副委員長	第2部会長	副部会長			
31	高橋 清	公募	市民		第2副部会長	部会員		委員	
32	立石 泰広	市議会議員	知識経験者	策定委員会委員長	第2	部会長			
33	團野 純子	川口商工会議所	市内各種団体		第4				
34	豊田 満	市議会議員	知識経験者		第5副部会長	部会員			
35	永瀬 恒夫	朝日地区連合町長	市内各種団体		第2副部会長	部会員	広報・PIチーム		
36	中村 純司	日本労働組合総連合会 埼玉県連合会・川口地域協議会	市内各種団体		第1				
37	堀和光二郎	公募	市民		第4副部会長	部会員	広報・PIチーム		
38	長谷川勇太	公募	市民		第3				平成20年3月辞任
39	林 美恵子	公募	市民		第1		広報・PIチーム		
40	堀 啓映子	公募	市民		第5		編集委員会		
41	増田 征則	川口機械工業協同組合	市内各種団体		第3				
42	松本 英彦	市議会議員	知識経験者		第3				
43	光田 直之	市議会議員	知識経験者		第4				
44	三宅 雄彦	埼玉大学 経済学部・准教授	学識経験者	策定委員会副委員長	第4部会長	部会員		委員長	
45	宮原美佐子	公募	市民		第1				平成20年4月辞任
46	森 雄児	公募	市民		第3		編集委員会	委員	
47	山田 幸子	公募	市民		第5				
48	湯本 孝子	ファミリーサポートセンター サポーター	市内各種団体		第4				
49	吉澤 康博	公募	市民		第4副部会長	部会員			
50	吉田 順子	公募	市民		第2				